

職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国
一般行政職	大学卒	175,032円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	137,016円	138,400円
技能労務職	高校卒	132,660円	—
高等学校教育職	大学卒	195,426円	—
小・中学校教育職	大学卒	195,426円	—
警察職	大学卒	193,050円	200,800円
	高校卒	154,638円	156,200円

(注-A)平成19年度は、引き続き厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ県独自に減額しています。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.0歳	348,014円	416,693円
技能労務職	48.7歳	347,765円	388,331円
うち用務員	49.2歳	333,589円	361,182円
うち道路整備員	47.1歳	340,792円	402,420円
うち運転業務員	49.8歳	365,322円	421,014円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.1歳	403,315円	459,206円
小・中学校(幼稚園)教育職	47.0歳	411,147円	465,324円
警察職	41.2歳	341,937円	461,555円

(注)1「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(注-A)に同じ。
※平成18年4月1日現在の一般行政職の給料は、国家公務員の水準を100とした場合、98.8となっています。

職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

民間におけるボーナスに相当する手当です。

和歌山県		国
1人当たり平均支給額(平成18年度)1,939 千円		—
(平成18年度支給割合)		同じ
期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当(平成19年4月1日現在)

和歌山県		国
退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%)	同じ
退職手当の調整額	・在職した職務の級に応じた定額の60月分	
1人当たり平均支給額	729千円 27,259千円 (自己都合) (勤奨・定年)	—

(注)1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

県職員の給与等の現状及び人事行政の運営状況はホームページでご覧になれます。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010200/data/index.html>

職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 264,485円	373,232円
	高校卒 217,800円	320,286円
技能労務職	高校卒 210,474円	302,942円
高等学校教育職	大学卒 310,351円	403,906円
小・中学校教育職	大学卒 307,278円	398,805円
警察職	大学卒 292,463円	387,499円
	高校卒 253,237円	338,217円

(注-A)に同じ。

特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給料月額等	
給料	知事	1,137,400円 (1,210,000)円
	副知事	893,000円 (950,000)円
	議長	893,000円 (950,000)円
	副議長	761,400円 (810,000)円
報酬	議員	723,800円 (770,000)円
	知事	(18年度支給割合) 3.35月分
	副知事	
	議長	(18年度支給割合) 3.35月分
期末手当	副議長	
	議員	
	知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副知事	121万円×在職月数×0.7 40,656,000 (任期毎)
退職手当	知事	95万円×在職月数×0.5 22,800,000 (任期毎)
	副知事	
	議長	
	副議長	

(注)1 厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度は知事・副知事の給料、議長・副議長・議員の報酬をそれぞれ6%減額しています。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、平成19年4月1日現在の給料月額(減額前)及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
3 退職手当は議長、副議長、議員には支給されません。

地域手当(平成19年4月1日現在)

民間賃金、物価等が高い地域に勤務する職員や採用困難な医師・歯科医師に対して支給される手当です。

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	14%	28人	14%
大阪市	12%	6人	12%
和歌山市	3%	6,689人	3%
橋本市	2%	913人	2%
和歌山市及び橋本市以外の県内	1%	8,638人	0%
医師・歯科医師	12%	29人	12%
支給実績(平成18年度決算)		1,810,213千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		109,134円	

特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事した実績に応じて支給される手当です。

手当の種類(手当数)	43
支給実績(平成18年度決算)	549,745千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	59,990円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	51.6%

時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,227,170千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	314千円
支給実績(平成17年度決算)	2,789,416千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	337千円

給与構造の見直し及び能力・実績主義の確立

給与構造の見直しによる新給料表の適用により、年功的な給与上昇を抑制しています。また、能力・実績主義の確立に向け、全職員を対象として、勤務実績に基づいた昇給(査定昇給)及び勤勉手当支給割合の増減を実施しています。

勤務実績を昇給幅や勤勉手当に反映させることにより、職員の勤務意欲のさらなる向上を図ります。

職員数の削減

平成22年4月1日の県職員全体の総定員については、平成17年4月1日現在の総定員に対して、一般行政・公営企業等部門で1,400人、特別行政部門(教育、警察)で500人、あわせて1,900人程度(約11%)の削減を図っていくこととしています。

定員管理数値目標の年次別進捗状況

区 分		17.4.1 計画始期	18.4.1 1年目	19.4.1 2年目	18年～19年 計	(22年) 数値目標
一般行政及び公営企業等	職員数	5,250人	4,176人	4,088人	—	3,850人
	増減		▲1,074人	▲88人	▲1,162人 (83.0%)	▲1,400人
特別行政(教育・警察)	職員数	12,676人	12,387人	12,240人	—	12,176人
	増減		▲289人	▲147人	▲436人 (87.2%)	▲500人
合 計	職員数	17,926人	16,563人	16,328人	—	16,026人
	増減		▲1,363人	▲235人	▲1,598人 (84.1%)	▲1,900人

主な増減理由

・一般行政及び公営企業等部門

平成18年 指定管理者制度の活用、市町村行財政事務の集約、県立医科大学附属病院の独立行政法人化等による減等

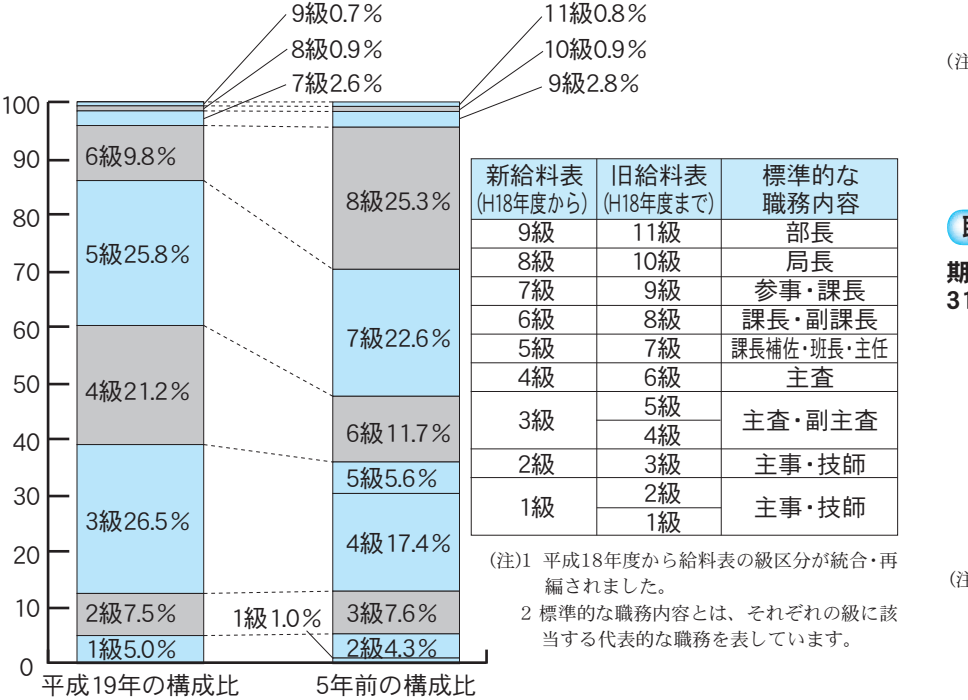
平成19年 総務事務等の民間委託推進、出納分室等の組織見直し、公立大学法人県立医科大学派遣の減等

・特別行政部門(教育・警察)

平成18・19年 児童生徒数減少に伴う教職員の減等

(注)1 計画期間は、平成17年～22年の5年間で、
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降、現年までの職員増減数の累計を示しています。

一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

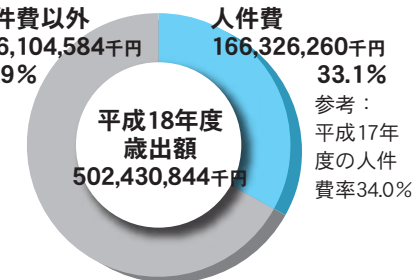


県職員(一般、警察、教育)の給与等の現状

今、県では能力・実績主義の確立や職員数の削減など、いっそうの行財政改革に取り組んでいます。

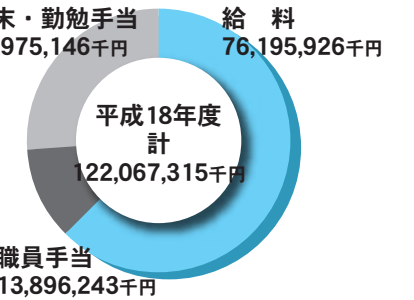
問 県庁行政経営改革室、人事課

人件費の状況(普通会計決算)



(注)人件費は、一般職の職員の給与、退職手当、共済費のほか、特別職の職員の給与及び報酬等の普通会計に属する部分について集計したものです。

職員給与費の状況(普通会計決算)



(注)1 職員手当とは、地域手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものであり、退職手当を含みません。
2 給与費は、一般職の職員の普通会計に属する部分について集計したものです。